

| | |
|------------------|----------|
| 9 パフォーマンス評価 | |
| 9.1 監視、測定、分析及び評価 | 9.1.1 一般 |
| EM-9.1 | 9.1.1 |
| 最終改定日 2020/4/1 | |

9 パフォーマンス評価

9.1 監視、測定、分析及び評価

9.1.1 一般

- 1 環境パフォーマンスを監視し、測定、分析及び評価し、次の(1)から(5)の事項を決定する。
 - (1) 監視及び測定が必要な対象
 - (2) 妥当な結果を得るための、監視、測定、分析及び評価の方法
 - (3) 環境パフォーマンスを評価するための基準及び適切な指標
 - (4) 監視及び測定の実施時期
 - (5) 監視及び測定結果の分析及び評価の時期
- 2 必要に応じて、校正された又は検証された監視機器又は測定機器が使用され、維持されていることを確認する。
- 3 環境パフォーマンス及び環境マネジメントシステムの有効性を評価する。
- 4 コミュニケーションプロセスで特定したとおりに、かつ順守義務による要求に従って、関連する環境パフォーマンス情報について、内部と外部の双方のコミュニケーションを行う。
- 5 部会長は、環境マネジメントシステム実施計画に基づき、定期的に横浜キャンパスサイト全体の環境目標との整合性を監視・測定し評価する。
- 6 施設運用責任者は、定められた測定項目について、各々の定められた活動計画に基づき測定した結果が目標と整合しているかを確認し、その結果を四半期毎に統括責任者に報告する。統括責任者は、四半期毎の測定結果をとりまとめ、締め翌月末までに環境管理責任者に報告する。但し、不適合が生ずることが予測される場合は、直ちに報告するものとする。
- 7 部会長は、年2回、1月～6月分と7月～12月分の評価結果を取りまとめ、締め翌月末までに環境管理責任者に報告する。
- 8 環境管理責任者は、統括責任者並びに部会長からの報告を集約して、環境委員会に報告し委員会の協議を経た上で、サイトトップに報告する。
- 9 監視・測定、分析及び評価の結果の証拠として、適切な文書化した情報を保持する。

別表 27 (9.1.1) 「環境保全項目と監視・測定項目」

別表 28 (9.1.1) 「環境目標における法規制の監視・測定要領」